

令和元年12月20日

会員各位

特定非営利活動法人  
住まいの構造改革推進協会  
理事長 杉田理之

平素は当協会の活動にご協力ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて民法の一部を改正する法律が来年4月1日に施行され、これに伴い、新築・リフォームを問わず、建築事業者は3月までに請負契約書・約款を必ず変更、又は修正することが必要となります。

当協会と連携し活動している、(一社)ステキ信頼リフォーム推進協会より下記のように「民法改正直前セミナー」のご案内がございましたのでお知らせ致します。

会員各位におかれましてはこうした事態に的確に対応するため、是非ご受講下さい。本セミナーはこの内容に専門に携わってこられた弁護士の秋野卓生先生に講師をお願いし、民法改正の内容の解説をお願いすると共に、民法改正後のトラブル対応について解説して頂きます。匠総合法律事務所が推奨する請負契約書と約款の雛形もレジュメとして頂く予定です。

記

1. 講習内容 各回共通 (無料)

民法改正直前セミナー ～請負契約書・約款 見直しのポイント～

講師：秋野卓生氏 匠総合法律事務所 代表社員弁護士

2. 開催日時、場所 < 時間はいずれも 13:20～15:30 (13:00 受付開始) >

開催日	場所	会場名	住所
2/12(水)	仙台	トラストティ カンファルス・仙台 5階 ROOM 2+3	仙台市青葉区一番町 1-9-1 仙台トラストワ-
<del>2/19(水) ※</del>	<del>東京</del>	<del>AP東京八重洲通り 12階 F+Gルーム</del>	<del>中央区京橋 1-10-7 KPP 八重洲ビル</del>
2/25(火)	名古屋	名古屋グランドビルディング 2号館 2階 222	名古屋市中村区名駅三丁目 16番 22号
2/26(水)	大阪	新大阪丸ビル別館 1階 1-1号室	大阪市東淀川区東中島 1丁目 18-22
2/27(木)	福岡	リアルクス駅東ビル 3階会議室 H-1	福岡市博多区博多駅東 1丁目 16-14

※2/19(水) 東京会場は、定員に達したため、お申し込み受け付けを締め切りました。

3. 下記の申込欄に必要事項を記入し、下記 F A X 番号へお送り下さい。

※会場名を必ずご記入ください

<b>月 日 開催場所：</b>		<b>会場</b>	<b>&lt; F A X 申込先 &gt; 0 3 - 4 4 7 7 - 5 0 2 3</b>
御社名		<b>会員種別</b> <input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 推進会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員	連絡先電話番号
御住所 〒		FAX 番号	
参加者名 ① ( ) ② ( ) ③ ( ) ④ ( )			

●お問合せ： (一社)ステキ信頼リフォーム推進協会 事務局：田畑 長谷川  
TEL:045-501-5544 FAX:045-504-1865 E-mail:info@anr.or.jp